

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社グループは、企業理念として『「働く場」「学ぶ場」へ心のこもったおもてなしを提供し、社会に貢献する』を掲げております。民間企業、学校、公共機関及び福祉施設を「働く場」「学ぶ場」とし、ICTサービス事業、オフィスシステム事業及びソリューションサービス事業の各事業分野が提供する商品及びサービスの営業力及び技術力を強化するとともに、「心のこもったおもてなし」力を継続的に高めております。また、経営理念である「お客さまと働く仲間を幸せにする」ことを実現することにより、法令を遵守した継続的かつ安定的な企業成長をめざし、社会的責任を果たしてまいります。

こうした企業成長の実現、社会的責任の完遂に向けて、コーポレート・ガバナンス面の重要課題として「経営環境の変化への迅速な対応」、「経営の透明性の確保」、「経営監視機能の充実」、「コンプライアンスの重視」の4項目を認識し、これらの確実な実施に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（％）
株式会社内田洋行	1,239,000	34.42
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR：FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	297,700	8.27
株式会社内田洋行ITソリューションズ	275,000	7.64
ウチダエスコ持株会	226,800	6.30
株式会社大塚商会	180,000	5.00
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	62,200	1.73
竹内 ひろの	52,000	1.44
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG /JASDEC / ACCT BP2S DUBLIN CLIENTS-AIFM	49,000	1.36
關 昌	47,300	1.31
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002	44,500	1.24

支配株主（親会社を除く）の有無	――
-----------------	----

親会社の有無	株式会社内田洋行（上場：東京）（コード）8057
--------	--------------------------

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	7月
-----	----

業種	サービス業
直前事業年度末における（連結）従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

株式会社内田洋行との取引条件については、下記に基づき合理的に決定した上で取引を行っています。

(1) 商品等の販売については市場価格、総原価等を勘案して当社希望価格を提示し、協議のうえ、一般取引先と同等の条件にて決定しております。

(2) 商品の仕入等については、市場価格から算定した価格並びに取引会社から提示された価格を検討のうえ、一般取引先と同等の条件にて決定しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

当社は、親会社である株式会社内田洋行が企業グループとして事業を展開している、公共関連事業分野におけるシステム関連商品の納入設置及び保守サービス業務、オフィス関連事業分野におけるOAサプライ品・オフィス家具の販売及びオフィス設計・移転などの各種サービス業務、並びに情報関連事業分野におけるシステムの開発及びサポート関連業務を行っています。

これらの業務において当社は、親会社からシステム機器やオフィス家具等を仕入れ、親会社にはICT機器の納入設置サービス、コンピュータハードウェア及びソフトウェアの保守サービス等の提供、並びにOAサプライ品の販売等を行っています。

また当社は、親会社と定期的に経営情報を交換し、サービスの開発及び顧客開拓において連携した活動を展開し、あわせて人材の相互交流も行っています。

一方で当社は、企業環境を基にした独自の中期経営計画を策定し、その確実な実施を行い、進捗状況に基づく1年毎の見直しを行っています。この基本計画に則り、取締役会をはじめとして、十分に議論を尽くして上場会社としての意思決定、業務執行を行っており、経営の独立性を確保しています。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)	
-----------	--

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
山本 直道	弁護士											

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
 - k その他

会社との関係(2) 更新			
氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山本 直道	○	山本直道法律事務所 代表弁護士 山本直道公認会計士事務所 代表	山本直道氏は、弁護士及び公認会計士であり、一般株主と利益相反が生じるおそれのない、経営から独立した立場であり、かつ企業統治、法令遵守並びに会計及び経営管理に関して、豊富な経験と見識で経営を監視しうると当社は判断し、社外取締役及び独立役員として選任している。
指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし		

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人より定期的に会計監査の結果について報告を受け、情報、意見の交換を行うなど相互に連携した体制となっております。

また、内部監査部門として内部監査室（専任3名）を設置しております。内部監査室は監査役と連携しながら計画的に監査を実施、業務内容の妥当性のチェックを行うなど内部統制の徹底を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
戸村 芳之	他の会社の出身者										△			
											○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門

i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m その他

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
戸村 芳之	○	取引先株式会社みずほ銀行 元経堂支店長（2006年8月まで） 中央商工株式会社 元顧問（2015年7月まで）	長きにわたり金融機関（旧株式会社富士銀行及び現株式会社みずほ銀行）に在籍し、一般株主と利益相反が生じるおそれのない、経営から独立した立場であり、かつ財務、会計及び経営管理に関して、豊富な経験と見識で経営を監視しうると当社は判断し、社外監査役及び独立役員として選任しております。
中野 隆	○	取引先株式会社富士通エフサス 取締役兼執行役員常務 コーポレート部門担当	株式会社富士通エフサスに在籍し、一般株主と利益相反が生じるおそれのない、経営から独立した立場であり、かつ財務、会計及び経営管理に関して、豊富な経験と見識で経営を監視しうると当社は判断し、社外監査役及び独立役員として選任しております。

3 名

当社では、独立役員の資格を充たす社外役員は、全て独立役員に指定しております。

その他

事業部を管轄する取締役の報酬については、固定部分に加え、所管事業部の売上高、経常利益予算の達成度等、業績に連動した部分を評価加算して支給しております。

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

平成28年7月期（平成27年7月21日～平成28年7月20日）開示内容
取締役 7 名（社外取締役を除く） 57,924千円
監査役 2 名（社外監査役を除く） 11,820千円
社外役員 4 名 10,380千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--------------------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

平成7年10月19日に開催された株主総会の決議により取締役の報酬総額は年150,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含んでいません）、監査役の報酬総額は年30,000千円以内としております。
各取締役の報酬は、取締役会の授権を受けた代表取締役が当社の定める一定の基準に基づき決定し、各監査役の報酬は、監査役の協議により決定しております。
取締役の報酬については、職務に基づき支給される固定の月額報酬と経営業績によって変動する業績連動報酬で構成しております。
監査役の報酬については、その職務に鑑み、固定報酬である月額報酬のみとしております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外役員の補佐専任スタッフは置いていませんが、取締役会事務局を社長室に置いて、毎月定例的に開催する取締役会においては、代表取締役社長から会社全般の業務執行状況について、また各取締役からは所管の本部・事業部の業務執行状況について十分な報告が行われ、社外役員に的確な情報が伝わるよう努めるとともに、審議議案については取締役会規則、権限基準規程に基づき上程し、十分な議論を尽くすなど円滑な取締役会運営等を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社は、取締役会、監査役会、経営委員会を設置し、これら体制にリスク管理委員会、コンプライアンス委員会等、各種委員会並びに内部監査室を加えた体制で、業務執行状況について下記に記載した監査・監督を実施しており、経営管理組織としてその機能を発揮していると判断しております。

（1）当社は、取締役8名（うち社外取締役1名）で構成する取締役会を定例的に毎月1回、また、必要な場合には随時開催しております。取締役会には監査役も出席し、経営戦略・方針をはじめとした経営の重要事項及び業務執行状況について、取締役会メンバーの十分な討議を経て最終的な意思決定並びに経営の執行状況の監視・監督を行っております。

（2）代表取締役社長、取締役常務執行役員2名で構成する経営委員会を毎月1回、また必要な場合には随時に開催して、経営戦略・方針をはじめとした経営の重要事項について協議しております。

（3）当社は常勤監査役1名、社外監査役2名の3名で構成する監査役会を設置しております。監査役は、監査役会で定めた監査方針に従い、取締役会等の重要会議に出席し、独立した立場で適宜、意見の表明を行うとともに、子会社も含めた当社グループの取締役等から業務執行状況の聴取や重要な決裁書類等の閲覧等により厳正な監査を行っております。

（4）会計監査については、監査契約を有限責任 あずさ監査法人と締結し、会社法及び金融商品取引法の監査を受けております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には特別な利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

社外取締役、社外監査役が取締役会に出席し、コンプライアンスの観点をはじめ客観的な立場で経営の執行状況の監視を行うとともに、監査役会、会計監査人を設置し、業務執行状況等の監査を実施しており、これらの体制にリスク管理委員会、コンプライアンス委員会等、各種委員会を加えた体制で、業務執行状況の監視・監督を実施しており、経営管理組織として経営監視が十分に機能する体制が整っているため、現状の体制としております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
	定時株主総会の招集通知を早期に発送できるよう心がけています。

株主総会招集通知の早期発送	平成28年7月期については、株主総会を同年10月18日に開催し、招集通知は同年9月27日に発送しています。
その他	(1) 招集通知を発送前に自社ウェブサイトに掲示し、関係各位の利便性の向上等を図っています。平成28年7月期については、同年9月21日に掲示しています。 (2) 株主の皆さまの更なる利便性の向上等に向けて、要約版招集通知の英訳化、電子投票制度による議決権行使について、平成29年7月期からの、実施の検討を行う予定です。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	平成28年9月14日に平成28年7月期決算説明会を開催し、代表取締役社長より決算状況並びに第10次中期経営計画（自平成29年7月期至平成31年7月期）及び平成29年7月期経営計画について説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページに「IR情報」の項目を設け、投資家向けトップメッセージをはじめとしてIRニュース、有価証券報告書、決算短信、決算説明会要旨および資料、ビジネスレポート、アナリストレポート等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	執行役員管理本部副本部長兼社長室長	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	本社、東京支社で平成15年11月にISO14001の認証を取得、環境保全活動に取り組んでいます。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社及び子会社からなる企業集団の「業務の適正を確保するための体制」（以下「内部統制システム」という）に関する基本的な考え方及びその整備状況は以下のとおりです。

- (1) 当社及び子会社の取締役並びに使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
 - a. 当社及び子会社のコンプライアンス推進体制として当社内にコンプライアンス委員会を設置し、当社及び子会社のコンプライアンスの徹底を図ります。
 - b. 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行状況について、各社の取締役会による監督及び監査役による監査並びに管理部門における統制を通じて、法令、各社の定款、グループ管理規程類及び各社の諸規程等に準拠したコンプライアンスの維持向上を図ります。
 - c. 当社及び子会社に適用する、「コンプライアンスの基本方針」、「ウチダエスコグループ行動規範」及び法令違反等があった場合の通報体制として「内部通報制度」を制定します。
- (2) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - a. 当社及び子会社のリスク管理体制として、当社は「リスク管理委員会」を設置し、「外部経営環境リスク」、「ビジネスプロセスリスク」など、経営をめぐる各種リスクについて総括的な管理を行います。各種リスクへの対応状況を踏まえ、定期的（半年ごと）に残存リスク、優先度について評価を行い、新たな対応が必要なリスクを特定し、その対応策を策定、実施することによりリスク低減を図ります。
 - b. 当社及び子会社は、情報セキュリティ、災害等をはじめ、個別リスクについて規程、マニュアル等を定め、これに基づき活動していくとともに、規程、マニュアル等の継続的な見直しを行います。
- (3) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - a. 当社及び子会社では、各社にて定時取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催し、その決定に基づく業務執行を、業務分掌規程、職務権限規程、権限基準表等に基づき、それぞれの責任者が実施します。
 - b. 当社及び子会社の代表取締役社長は、各社の内部統制システムの構築及び整備、並びに運用の責任及び権限を有します。
 - c. 当社及び子会社は、経営環境の変化に対応するため、3ヵ年ごとに中期経営計画を各社にて策定、実施すると共に、中期経営計画に基づいた各社の単年度の経営計画を策定、実施します。
- (4) 当社及び子会社の取締役・使用人、又はこれらの者から報告を受けた者（以下、取締役・使用人・報告を受けた者という）が当

社の監査役に報告をするための体制

- a. 当社及び子会社の取締役・使用人・報告を受けた者は、経営の状況、事業の進捗状況、財務の状況、コンプライアンスの状況、経営の重要事項を当社の監査役に対して定期的に報告します。
- b. 当社及び子会社の取締役・使用人・報告を受けた者は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実の発生、当社及び子会社の取締役・使用人の職務遂行に関して不正行為、法令・定款に違反する重大な事実の発生、重要な会計方針の変更等の制定等があった場合、当社の監査役に対して速やかに報告します。
- c. 子会社の業務執行に関する事項については、当該子会社の執行部門や取締役等を通じて、当社の監査役に報告します。
- d. 前記に関わらず当社の監査役は、当社及び子会社の取締役・使用人に対して報告を求めることができるものといたします。

(5) 前項において監査役に報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の監査役に報告を行った当社及び子会社の取締役・使用人に対して、当該報告を行ったことを理由とする解雇その他の不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役及び使用人に周知徹底いたします。

(6) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a. 当社の取締役会議事録等、取締役の職務の執行に係る文書その他の情報については、適正に記録し、「文書管理規程」、「文書保存年限基準」及び情報管理に関して定めてある規程等に基づき適切に保存、管理を行います。当社の取締役及び監査役は必要に応じ、これらの文書を閲覧できるものとします。

- b. 当社の情報セキュリティについては、「情報セキュリティ基本方針」を定め、推進体制として「情報セキュリティ委員会」を設置し、情報セキュリティマネジメントシステムの適切な運用により、情報セキュリティの維持・向上を図ります。

(7) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性、並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- a. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人（以下、補助使用人という）を求めた場合、その補助業務内容に応じた専任の当該使用人を選出し対応します。
- b. 当社の監査役の補助使用人の指揮命令権は、監査役とします。その職務に関して、補助使用人は取締役及び使用人の指揮命令を受けません。また、当該補助使用人の人事異動及び人事評価等については、取締役は監査役の同意を得て決定します。
- c. 当社の取締役及び使用人は、監査役の補助使用人に対する指示が確実に実行できるように協力します。

(8) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- a. 当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、監査役の意見を聞いたうえで、毎年一定額の予算を設けます。
- b. 監査役から外部の専門家（弁護士、公認会計士等）を利用した場合の費用など、緊急の監査費用について前払や償還を求められた場合は、当該監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、その費用を負担します。

(9) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a. 監査役は取締役会に出席し重要事項の報告を受けると共に、会計監査人と定期的に情報、意見の交換を行い、相互連携を図ります。
- b. 代表取締役社長と監査役との間で、監査全般に係る意見交換の会合を定期的に開催します。

(10) 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、「ウチダエスコグループ運営規程」及び「ウチダエスコグループ運営細則」にて、子会社の管理体制を定め、財務状況その他の重要事項の当社による事前承認、各社での決定及び決裁を義務付けています。また当社は、各社からの報告に基づき業務執行状況を把握し、各社の支援及び指導を行います。

(11) その他内部統制システムにする事項

当社は、当社及び親会社・子会社の連携を密にして、当社及び子会社からなる企業集団に係る内部統制システムの構築を行います。子会社については、「ウチダエスコグループ行動規範」に基づく法令遵守を徹底するなど、当該子会社取締役と連携して企業集団としての内部統制システムの構築及び整備を行います。

当社の取締役会は、内部統制の実施状況に対する整備・運用状況をチェックし、適宜基本方針の見直しを実施することで、内部統制システムの充実を図っています。

内部統制システムの運用状況は、以下のとおりです。

当事業年度においては、コンプライアンス関連につきましては、取締役・執行役員・管理部門長にて構成するコンプライアンス委員会を1回開催し、1年間の活動内容を確認するとともに、課題点を抽出したうえで具体的な対応の検討を行い、グループ各社での実施に結び付けました。また、12月1日の当社が定めるコンプライアンス・デイにおいて、代表取締役社長より全従業員に向けて直接コンプライアンスに関するメッセージの発信を行い、重点テーマを設定し、各部門において全従業員レベルでの勉強会を実施しました。

リスク管理につきましては、取締役・執行役員・管理部門長にて構成するリスク管理委員会を2回開催し、経営環境の変化・法制度改正の影響などを勘案し、リスク要素を外部経営環境・社内ビジネスプロセス・経理財務・情報システム・人事労務の各視点から検討し、リスク管理状況の点検と課題点の抽出及び対応策の検討を行い、グループ内でのリスク対応実施に結び付けました。

情報セキュリティに関しましては、取締役・執行役員・内部監査室・情報システム室にて構成する情報セキュリティ委員会を2回開催し、セキュリティ問題の認識と対応の検討を行いました。

以上のように、上記活動並びに基本方針に定める各種社内規程及びプロセスに基づき、当社及び子会社は内部統制システムの運用を適切かつ適時に実施しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、取引関係その他一切の関係を持たず、反社会的勢力から不当な要求等を受けた場合には、組織的に毅然とした姿勢で対応し、被害防止に努めます。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

適時開示体制の概要

当社の会社情報の適時開示に係る体制の概要は、下記のとおりです。

(1) 当社に係る情報

a. 決定事実に係る情報

業務執行に係る重要事項について、取締役会規則に基づき取締役会において審議し決定しております。決議を要する議案については、事前に東京証券取引所の会社情報適時開示規則に基づき、情報開示担当役員（管理本部長）、社長室、管理本部にて開示の必要性について検討した上で、開示が必要な場合には取締役会決議後、速やかに開示手続きを行う体制となっております。

b. 発生事実に係る情報

重要な事実が発生した場合、当該部門より情報開示担当役員に報告があり、開示規則に基づき開示の必要性を検討した上で、開示が必要な場合には速やかに開示手続きを行う体制となっております。

c. 決算に係る情報

連結会計年度若しくは四半期連結会計期間に係る決算内容については、管理本部経理部等にて作成した決算数値情報、定性的情報を会計監査人等の監査等を受け、確定した決算数値等について取締役会で審議し承認後、速やかに開示手続きを行う体制となっております。

(2) 子会社に係る情報

子会社に係る情報については、子会社担当の取締役を定め、当該取締役が子会社の取締役会に出席し、子会社の業務執行状況を把握するとともに子会社各社から月次ベースで経営情報の報告を受け、管理本部長が当社取締役会に報告しております。

その過程において、子会社の決定事実、発生事実等について前記メンバーを中心に会社情報開示規則に基づき開示の必要性について検討した上で、開示が必要な場合には速やかに開示手続きを行う体制となっております。



